

平成 22 年 7 月 20 日
規制・制度改革担当事務局

規制に係る総括的報告について

1 規制に係る総括的報告の概要

内閣府規制・制度改革担当事務局では、各府省庁等に対して、所管する規制の全体像を把握するため、許認可等及びその関係法律を対象として、規制の目的や制定時期等に関する報告を求めた。

(1) 許認可等

各府省庁等が所管する許認可等¹について、様式により、許認可等単位で、規制主体、規制手段、規制の制定・改正からの時間的区分等の回答を求めた。回答があった許認可等 13,556 件の傾向は次のとおり。

- ・ 4,589 件 (34%) が規制の制定又は最終改正から 5 年未満である一方で、2,973 件 (22%) が 20 年以上であった

(制定又は最終改正から 20 年以上経過している許認可等で、「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」に掲げた規制改革事項に関するものの例)

再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)

- ・ 自然公園法第 20 条第 3 項(特別地域内における行為の許可) 昭和 32 年制定
- ・ 自然公園法第 21 条第 3 項(特別保護地区内における行為の許可) 昭和 32 年制定
- ・ 自然公園法第 33 条第 1 項(普通地域内における行為の届出) 昭和 32 年制定

「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等 - 医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等 -

- ・ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律

第 3 条第 1 項(臨床修練の許可) 昭和 62 年制定

コージェネレーションの普及拡大に向けた道路法の運用改善(熱導管の埋設に係る道路占有許可の合理化)

- ・ 道路法第 32 条第 1 項(道路の占有許可) 昭和 27 年制定
- ・ 道路法第 32 条第 3 項(道路の占有許可申請事項の変更許可) 昭和 27 年制定

- ・ 規制主体(複数回答)は、大多数が国(省庁)(13,273 件(98%))、地方公共団体(1,496 件(11%))であるが、独立行政法人、指定検査機関等もあった。そのほか、今回の集計には計上されていないが、条文上規制主体が国とされているが、事務を指定検査機関等が担っている場合もあると考えられる。

- 1 今回の報告の対象とした許認可等とは、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、届出等の用語を使用しているものである。是正命令、許可・認可等の取消処分等、行政庁の一方的行為や、行政処分を介在させず直接国民の権利を制限し、義務を課すもの、地方公共団体等が条例等で行うもの等は含まれない。

（２）関係法律

（１）の許認可等の関係法律について、様式 により、規制の目的、規制の効果・コスト、利害関係者の相関構造等の回答を求めた。回答があった関係法律のべ 786 事項²の傾向は次のとおり。

- ・規制の目的は 498 事項（63%）が「外部不経済の回避」であった
- ・利害関係者の相関構造では 526 事項（67%）が「費用集中・便益拡散」、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、公共用地の取得に関する特別措置法、土地収用法は、「費用拡散・便益集中」であった
- ・見直し予定があるもの³は 36 件（4.6%）であった

- 2 複数の分野に亘る許認可等が含まれている法律は、複数の事項として回答されている場合がある。また、複数の府省庁等が所管する法律はそれぞれの府省庁等から回答されている場合がある。

- 3 ここでいう「見直し」とは、所管省庁において、審議会、研究会等で検討しているものである。

2 今後の課題

（１）一定の基準による規制・制度の整理と情報公開の継続

各府省庁等の規制・制度の全体像についての十分な情報が開示されていることが、規制・制度改革を体系的に行っていくこと的前提条件である。

様式、様式 は、各府省庁等が所管する規制・制度を共通の基準により整理し、規制に係る費用や便益等について所管省庁としての認識を明らかにしたものである。また、各項目について規制・制度を所管する課室名、制度の新設・改正後の経過時間等の情報が一覧となっている。

これらの情報を一括してHP上で公開することにより、国民利用者の客観的な評価にさらし、「制定から長期間を経ており、形骸化していないか」「政策目的に照らしてずれていないか」等の視点から議論が喚起されることにより、各府省庁等の自発的な規制改革を促すことが期待される。

これらの情報や、総務省が実施している「許認可等の統一的把握」⁴を活用し、規制・制度に係るデータベースを構築し、新設・改正された規制は必ず登録されるようにすることが重要である。

4 「許認可等の統一的把握」は、総務省が、「当面の行政改革の具体化方策について」（昭和60年9月24日閣議決定）に基づき、定期的を実施している。

（2）「サンセット原則」による改革

一定年限が経過した規制・制度については、継続や改革の要否等を検討するプロセスを経ることが必要である。

「今後における行政改革の推進方策」（平成6年2月15日閣議決定）では、「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各省庁は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後、その規制について見直しを行う旨の条項を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持するものについては、その必要性、根拠等を明らかにするものとする。」とされている。しかし、今回の報告で明らかになったとおり、見直し条項の義務化以前の規制には、見直されないまま残っているものもある。

上記（1）のデータベースを活用し、一定年限が経過した規制・制度について、その内容を踏まえつつ、各府省庁等に見直しを求めていくとともに、「国民の声」に寄せられた提案等も参照しながら、経済社会情勢の変化への不適合が顕著な事案については規制・制度改革に関する分科会（以下「分科会」という。）でテーマとして取り上げる等今後の取り組みに生かすことが考えられる。

（3）「整合性（合理性）原則」による改革

規制・制度は、特定の政策目的に対する政策手段という関係にあり、目的と手段の整合性、合理性が担保されていなければならない。

様式において、各府省庁の規制・制度に対する自己評価が示されているが、それぞれの規制・制度について、その目的に照らし、整合性・合理性が確保されているか検証していく仕組み作りが必要である。

客観的評価を行う第三者機関を設け、自己評価と第三者による客観的評価とが異なる規制・制度は、改革の対象にすることが考えられる。

(4) 規制・制度改革の推進主体（プラットフォーム）の整備

規制・制度改革を推進するためには、一義的には所管府省庁等が自ら改革に取り組まなければならないが、そうした考え方で臨んできた結果として、規制・制度が硬直化し、様々な問題につながってきた経緯がある。

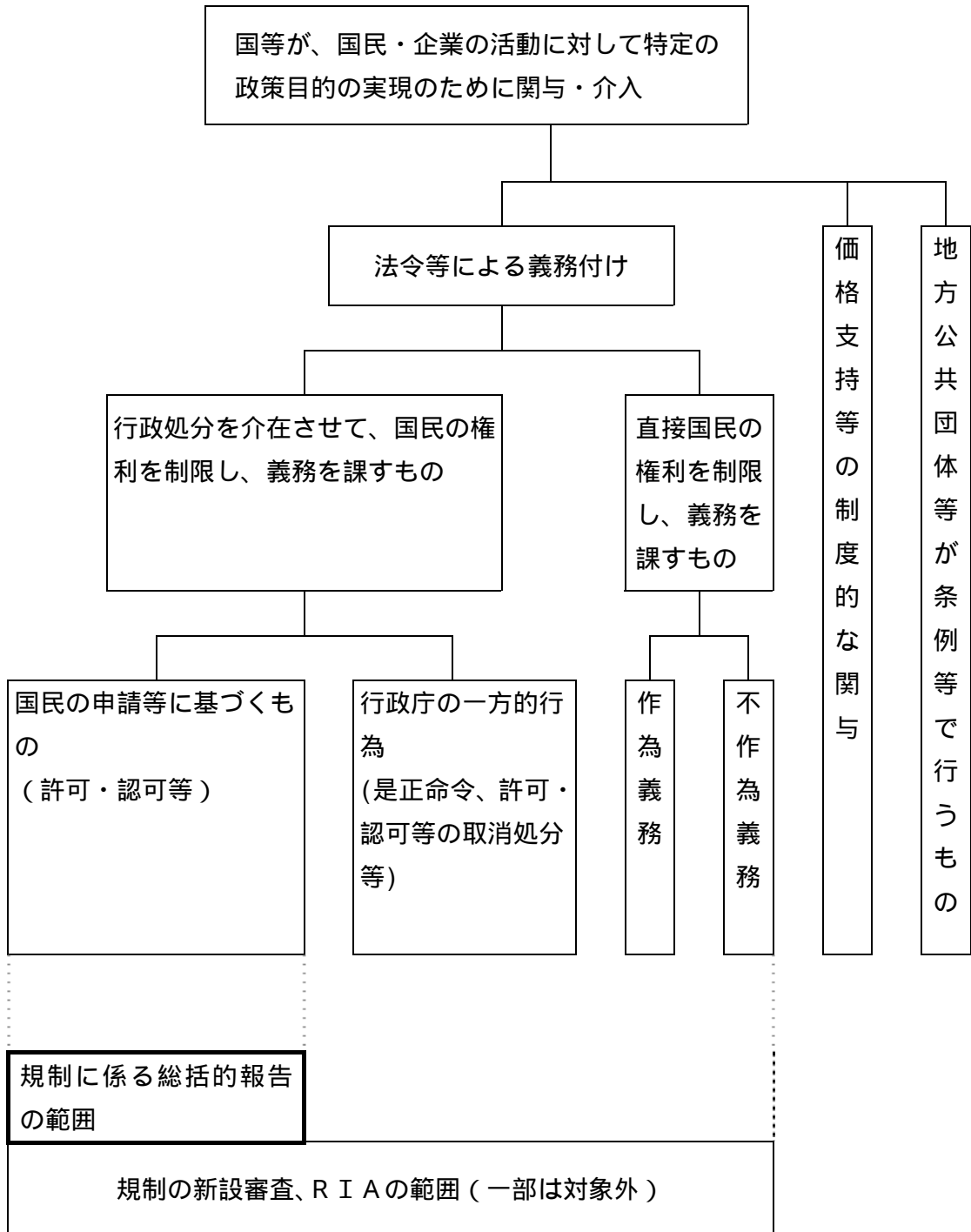
したがって、所管府省庁等とは別途の横断的なチェック体制または組織を設け、上記(3)の第三者機関の機能も担わせることも一案である。

その場合、国権の最高機関である国会の関連委員会等がその機能を果たすことも考えられる。

なお、総務省は、規制の実態把握や、事前審査、影響評価等を所管しており、さらに、内閣法制局及び財務省主計局も、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき審査を行っている。これらの関係諸組織の相互の協力、連携とともに、適切な役割分担を図ることが必要である。また、分科会との関係も整理することが必要である。

以 上

(参考) 公的規制の体系



様式（許認可等単位）集計

	許認可等	設置根拠				規制主体・内訳							規制手段			時間的区分(施行又は最終改正)			
		法律	政令	省令	告示	国(省庁)	独立行政法人	公益法人	特殊法人	認可法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後5年未満	施行後5年以上10年未満	施行後10年以上	施行後20年以上
内閣府	87	51	0	36	0	82	0	0	0	5	43	0	23	17	47	53	0	23	11
公正取引委員会	14	12	0	2	0	14	0	0	0	0	0	0	2	0	12	7	4	1	2
警察庁	95	22	5	63	5	95	0	0	0	0	0	0	14	11	70	57	5	32	1
金融庁	2,091	1,699	60	300	31	2,042	0	0	0	29	215	14	959	71	1,061	1,126	580	199	186
消費者庁	17	16	0	1	0	17	0	0	0	0	0	0	6	2	9	14	0	0	0
総務省	663	444	9	197	16	625	0	0	1	0	26	19	176	131	352	168	261	63	127
法務省	202	161	0	41	0	159	0	0	0	0	15	32	55	35	110	37	59	57	49
外務省	42	14	1	27	0	42	0	0	0	0	0	0	22	7	14	30	3	3	6
財務省	487	340	28	115	4	479	0	0	0	0	0	8	184	31	272	197	156	64	70
文部科学省	655	393	63	168	26	651	6	0	0	0	45	20	179	93	383	184	195	116	160
厚生労働省	2,213	1,216	144	719	101	2,197	1	0	0	0	205	33	692	462	1,059	643	696	424	447
農林水産省	1,398	1,129	26	241	3	1,353	11	0	5	0	476	4	617	193	588	534	279	164	420
経済産業省	2,489	1,908	40	524	16	2,422	26	0	0	0	187	79	777	402	1,308	752	793	391	551
国土交通省	2,605	1,932	35	596	40	2,599	3	0	3	0	270	47	693	629	1,289	636	715	335	918
環境省	471	322	18	105	20	469	0	0	0	0	14	2	166	78	226	124	162	73	25
防衛省	27	3	0	24	0	27	0	0	0	0	0	0	19	0	8	27	0	0	0
合計	13,556	9,662	429	3,159	262	13,273	47	0	9	34	1,496	258	4,584	2,162	6,808	4,589	3,908	1,945	2,973

作業：許認可等単位で、規制主体、規制手段、規制の制定・改正からの時間的区分等の回答を求めるもの

様式 (法律単位) 集計

	事項	規制の目的					利害関係者の相関構造				見直し予定 あり
		自由な活動に任せては安全の確保・環境の保全などが十分に図られないという外部不経済の回避	消費者側の情報の不完全性による不利益の回避	規模の利益が存在する場合に、独占が生じることによる不利益の回避	産業の健全な育成	その他公益的機能の発揮	費用集中・便益集中	費用拡散・便益集中	費用集中・便益拡散	費用拡散・便益拡散	
内閣府	9	0	0	0	0	8	0	0	3	4	1
公正取引委員会	3	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0
警察庁	7	4	0	0	3	1	1	0	6	0	1
金融庁	54	14	25	1	15	26	8	0	46	0	3
消費者庁	4	1	2	0	1	1	0	0	4	0	0
総務省	25	16	6	3	14	14	7	0	8	10	7
法務省	15	9	0	0	0	15	0	0	10	5	1
外務省	3	1	0	0	0	2	1	0	1	0	0
財務省	12	8	4	0	4	8	1	0	11	0	0
文部科学省	63	37	16	2	12	51	27	1	36	0	0
厚生労働省	123	75	30	2	17	71	40	0	55	19	3
農林水産省	97	55	17	2	74	40	31	0	62	5	0
経済産業省	133	102	22	5	52	43	27	0	91	18	5
国土交通省	202	146	18	9	62	74	33	3	158	7	9
環境省	35	30	1	0	6	14	1	0	32	2	6
防衛省	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	786	498	141	24	260	372	177	4	526	70	36

作業 : 法律単位で、規制の目的、規制の効果・コスト、利害関係者の相関構造等の回答を求めるもの

規制に係る総括報告 許認可等単位

(様式1)

	1 所管部局名等				2 設置根拠					3 規制主体・内訳							4 規制手段			5 時間的区分					
	所管省庁等名	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	公益法人	特殊法人	認可法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後5年未満	施行後5年以上10年未満	施行後10年以上	施行後20年以上(施行年を記入)
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
1 許認可等合計数																									

(注)
 強い規制
 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為
 (例: 許可、認可、免許、指定等)
 中間の規制
 特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等
 (例: 認定、検査、登録等)
 弱い規制
 一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等
 (例: 届出、提出、報告等)

規制の制定時期に該当する欄に

 制定後、改正を行った場合、その直近の改正時期に該当する欄に

(注)

規制に係る総括報告 法律単位

(様式2)

1 所管部局等名				2 規制の目的					3 規制の効果・コスト		4 利害関係者の相関構造						5 見直し予定
所管省庁等名	所管局等名	法律名	事項名(注1)	(1)自由な活動に任せては安全の確保・環境の保全などが十分に図られないという外部不経済の回避	(2)消費者側の情報の不完全性による不利益の回避	(3)規模の利益が存在する場合に、独占が生じることによる不利益の回避	(4)産業の健全な育成	(5)その他公益的機能の発揮	費用(注2)	便益	費用負担者	受益者	費用集中・便益集中	費用拡散・便益集中	費用集中・便益拡散	費用拡散・便益拡散	見直し(注3)の予定がある場合の項目・内容
計																	

注1 事項によって、所管の局・課が異なる場合等については分けて記載することも可

注2 費用については「規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)」 評価の方法3分析及び評価の内容(2)費用及び便益の分析イ費用要素の区分等」参照

遵守費用(規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用、行政への申請費用(書類の作成や提出等)、国民や事業者内部における費用(設備の導入や維持等)などが含まれる。

行政費用(規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用(制度化のための研究や必要な施設、設備等)や規制導入後に要する費用(検査、モニタリング、増員等)が含まれる。主体の別(国、地方公共団体又は関係法人)についても明記する。

その他の社会的費用(広く社会経済全体や環境等に対する負の影響。規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼすことが明らかな場合には、その影響を考慮する。)

注3 ここでいう「見直し」とは、所管省庁において、審議会、研究会等で検討している場合